

JA紀北かわかみ独自特別金利商品等概要説明書

定期積金「虹」

(2021年10月1日現在適用中)

商品名(愛称)	・定期積金「虹」
ご利用いただける方	・個人
取扱期間	・2021年4月1日～2022年3月31日
取扱条件	・期間3年で契約いただいた方 ・口座振替契約に限る
対象商品 (1) 預入期間 (2) 預入限度額 (3) 対象定期積金	・3年 ・満期コース 36万円—10000円掛け 50万円—15000円掛け 72万円—20000円掛け 100万円—30000円掛け*ボーナス併用も可 ・掛金建て 10000円掛け、20000円掛け ・定額式定期積金
払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月とします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客さまは20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
適用金利	・預入時の当組合の店頭表示の利率に、0.2%上乗せした利率を満期日まで適用します。
付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下、「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融共済部（電話：0736-42-5323）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA紀北かわかみ